

第25期 第19回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和7年2月27日（木曜日） 午後1時30分～午後2時20分			
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室			
出席農業委員	寒河江 一富	今泉 宏治	早勢 光明	野村 真理子
	嶺野 眞弓	堀 勝	中岡 亮太	
欠席委員				

審議事項

報告第1号 現況証明願の専決処分について

	所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者 (所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市 ときわ町5丁目 8番15	牧場	登録なし	264	■■市■■区■■■■■■ 条■■丁目■■番■■号 ■■■■■■■■■■株 式会社 代表取締役 ■■■■ (■■■■他4名)	地目変更の為	農地採 草放牧 地以外	農業委員 堀 勝 推進委員 藤澤 純 横山 裕二
2	苫小牧市 ときわ町1丁目 19番13	牧場	登録なし	310	■■■■市■■■■町 ■■丁目■■番■■号 ■■■■	地目変更の為	農地採 草放牧 地以外	農業委員 堀 勝 野村 真理子 推進委員 羽原 吉一 藤澤 純 横山 裕二

審議結果

原案承認

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

(相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏 名	住 所		
	■■■■	■■市■■■■■■番地■■■■		
2 届出に係る土地の所在等	所 在・地 番	地 目		面積(m ²)
		登記	現況	
	苫小牧市字美沢 5番24	原野	畑	19,103
3 権利を取得した日	平成29年12月7日			
4 権利を取得した理由	■■■■(母親)の死亡による相続			

5 取得した権利の種類及び内容	所有権
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	⑦ ・ 無

審議結果	原案承認
------	------

議 案 第 1 号 現況証明願の下附について

所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
苫小牧市字樽前 85 番 1	畑	登録なし	5,447	■■■■市■■■■番地■■■ ■■■■株式会社 代表取締役 ■■■ ■ (■■■ ■■■)	地目確認の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 野村 真理子 堀 勝 嶺野 眞弓 推進委員 羽原 吉一 藤澤 純 横山 裕二

審議結果	原案可決
------	------

議 案 第 2 号 農地所有適格法人要件の確認について

	農地所有適格法人名	確 認 要 件				
		法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件	農作業従事要件
1	有限会社■■■■■■■■■■	⑦・否	⑦・否	⑦・否	⑦・否	⑦・否
2	株式会社■■■■	⑦・否	⑦・否	⑦・否	⑦・否	⑦・否

※農地所有適格法人要件確認書は別紙 1、別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 農用地利用集積計画の策定について

議案第3号ー1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-12	利用権の設定を受ける者	住所	■■■■市字■■■■番地の■■	
			氏名又は名称	■■ ■■	
		利用権を設定する者	住所	■■■■市字■■■■番地	
			氏名又は名称	■■ ■■	
			住所	■■市■■■■丁目■番地■■	
			氏名又は名称	■■■ ■■■	
			住所	■■市■■区■■■■条■■丁目■番■■	
			氏名又は名称	■■ ■■■	
			住所	■■市■区■■■■条■■丁目■番■■■号	
			氏名又は名称	■■ ■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所在	地番	現況 地目	面積(㎡)	利用権の種類	内容
苫小牧市字美沢	5 番 25 の内	畑	24, 160 の内 20, 740	賃貸借権	畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
令和 7 年 3 月 1 日	令和 16 年 2 月 28 日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 11 月末迄 に■■ ■■氏 の口座に振込		
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等				備考	
住所		氏名又は名称	権原の種類	—	
—		—	—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別		年齢		農作業従事日数				
■■ ■■				■		■■ ■■		350 日				
設定等を受ける土地の面積(㎡)				設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)				設定等を受ける者の主たる経営作目				
農地		20,740		農地		330,819		飼料作物				
その他		－		採草牧草地		－						
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況					
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量				
男	1 人	農業専従者		2 人（2 人）	－	乳牛	75 頭	トラクター	5 台			
		農業補助者	主として農業に従事する者	人（人）				ショベル	2 台			
女	2 人										ダンプ	2 台
											主として農業に従事する者	人（人）
								レーキ	1 台			
								プラウ	1 台			
								他農機具	一式			

※農業経営基盤強化促進法第18条の調査書は別紙3

議案第 3 号ー2 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-13	利用権の設定を受ける者		住所	■■■■市字■■■■番地の■■		
				氏名又は名称	■■ ■■		
		利用権を設定する者		住所	■■■■市字■■■■番地		
				氏名又は名称	■■ ■■		
利用権を設定する土地					設定する利用権		
所在		地番	現況 地目	面積(㎡)		利用権の種類	内容
苫小牧市字植苗		95 番 1 の内	畑	104, 973 の内	14, 000	賃貸借権	畑
		95 番 4 の内	畑	9, 917 の内	4, 500		
		95 番 20 の内	畑	106, 500 の内	77, 800		
		95 番 23 の内	畑	6, 115 の内	3, 700		
				(合計	100, 000)		
設定する利用権						利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期		終期		借賃(円)	借賃の支払方法		
令和7年4月1日		令和10年3月31日		■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	毎年10月末迄に ■■ ■■氏の 口座に振込		
賃貸借							
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等						備考	
住所		氏名又は名称		権原の種類		—	
—		—		—			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別		年齢		農作業従事日数			
■■ ■■				■		■■		340 日			
設定等を受ける土地の面積(㎡)				設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)				設定等を受ける者の主たる経営作目			
農地		100, 000		農地		311, 836		飼料作物			
その他		－		採草牧草地		－					
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況						主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）		種類	数量	種類	数量		
男	2 人		農業専従者		3 人（1 人）	－	乳牛	113 頭	トラクター	6 台	
			農業補助者	主として農業に従事する者	人（人）				ミキサー	2 台	
女	1 人									ダンプ	1 台
										トラック	1 台
									レーキ	1 台	
							テッダー	1 台			
								モアコン	1 台		
								他農機具	一式		

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 4

議案第 3 号ー3 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-14	利用権の設定を受ける者		住所	■■■■市字■■■■番地の■■	
				氏名又は名称	■■ ■■	
		利用権を設定する者		住所	■■■■市字■■■■番地	
				氏名又は名称	■■ ■■	
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所在		地番	現況 地目	面積(㎡)	利用権の種類	内容
苫小牧市字植苗		95 番 1 の内 95 番 7 111 番 3 111 番 6	畑 畑 畑 畑	104, 973 の内 59, 000 10, 000 5, 047 13, 884 (合計 87, 931)	賃貸借権	畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業	
始期		終期	借賃(円)		借賃の支払方法	の 実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係
令和7年4月1日		令和10年3月31日	■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)		毎年10月末迄に ■■ ■■氏の 口座に振込	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					賃貸借	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考	
住所		氏名又は名称		権原の種類	—	
—		—		—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別		年齢		農作業従事日数	
■■ ■■				■		■■		340 日	
設定等を受ける土地の面積(㎡)			設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)			設定等を受ける者の主たる経営作目			
農地		87, 931		農地		380, 570. 47		飼料作物	
その他		－		採草牧草地		－			
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量	
男	2 人	農業専従者		4 人（2 人）	－	乳牛	105 頭	トラック	1 台
		農業補助者	主として農業に従事する者	人（ 人）				トラクター	4 台
女	3 人		従として農業に従事する者	人（ 人）				テッター	1 台
				レーキ				1 台	
		プラウ		1 台					
						他農機具		一式	

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 5

審議結果

原案可決

議案第 3 号ー4 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-15	利用権の設定を受ける者		住所	■■■■市字■■■■番地の■■	
		利用権を設定する者		氏名又は名称	■■ ■■	
				住所	■■■■市字■■■■番地	
				氏名又は名称	■■ ■■	
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所在		地番	現況 地目	面積(㎡)	利用権の種類	内容
苫小牧市字植苗		95 番 4 の内	畑	9,917 の内 5,317	賃貸借権	畑
		95 番 8	畑	3,199		
		95 番 9 の内	畑	41,335 の内 34,400		
		95 番 20 の内	畑	106,500 の内 6,600 (合計 49,516)		
設定する利用権					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法			
令和7年4月1日		令和10年3月31日	■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	毎年10月末迄 に■■ ■■氏 の口座に振込	賃貸借	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考	
住所		氏名又は名称		権原の種類	—	
—		—		—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別		年齢		農作業従事日数		
■■ ■■				■		■■		350 日		
設定等を受ける土地の面積(㎡)				設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)				設定等を受ける者の主たる経営作目		
農地		49, 516		農地		330, 819		飼料作物		
その他		－		採草牧草地		－				
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量		
男	1 人	農業専従者		3 人（2 人）	－	乳牛	75 頭	トラクター	5 台	
		農業補助者	主として農業に従事する者	人（人）				ショベル	2 台	
女	2 人								ダンプ	2 台
			従として農業に従事する者	人（人）				トラック	1 台	
							レーキ	1 台		
							プラウ	1 台		
							他農機具	一式		

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 6

審議結果	原案可決
------	------

議案第 3 号ー5 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-16	所有権の移転を受ける者		住所	■■■■市字■■■■番地	
				氏名又は名称	■■ ■	
		所有権を移転する者		住所	■■■市■■■■■■丁目■■番地■■■	
				氏名又は名称	■■ ■■■	
所有権を移転する土地						所有権移転 の内容
所在		地番	現況地目	面積(㎡)	所有権の登記 の有無	利用目的
苫小牧市字樽前		283 番 1	畑・山林原野	12,511	有	畑
		287 番 1	畑・雑種地	24,283		
		289 番 1	畑・雑種地	19,424		
		(合計		56,218)		
所有権の移転の内容						利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係
所有権の 移転の時期		対価(円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し of 時期	
令和7年3月7日■■■■■■■■円		■■ ■■■氏の 口座に振込	令和7年3月7日	令和7年3月7日		
売買						

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別	年齢	農作業従事日数				
■■ ■				■	■■	365 日				
移転を受ける土地の面積(㎡)			移転を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)			移転を受ける者の主たる経営作目				
農地		20, 966		農地		345, 328		肉用牛		
その他		35, 252		採草牧草地		—				
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量		
男	3 人		農業専従者		3 人（1 人）	—	肉用牛	80 頭	トラクター ロータリー 他農機具	5 台 1 台 一式
			農 業 補 助 者	主として農業に従事する者	人（ 人）					
女	1 人		従として農業に従事する者		人（ 人）					

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 7

審議結果	原案可決
------	------

議案第 3 号ー6 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-17	所有権の移転を受ける者	住所	■■■■市字■■■■番地		
			氏名又は名称	■■ ■		
		所有権を移転する者	住所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■■号 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		
			氏名又は名称	■■ ■		
所有権を移転する土地					所有権移転 の内容	
所在		地番	現況地目	面積(㎡)	所有権の登記 の有無	利用目的
苫小牧市字樽前		290 番	畑	9,586	有	畑
所有権の移転の内容					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
所有権の 移転の時期	対価(円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し of 時期		
令和7年3月7日	■■■■■■■■円	■■ ■氏の 口座に振込	令和7年3月7日	令和7年3月7日		
売買						

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別	年齢	農作業従事日数			
■■ ■				■	■■	365 日			
移転を受ける土地の面積(㎡)			移転を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)			移転を受ける者の主たる経営作目			
農地		9, 586		農地		345, 328		肉用牛	
その他		－		採草牧草地		－			
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量	
男	3 人	農業専従者		3 人（1 人）	－	肉用牛	80 頭	トラクター ロータリー 他農機具	5 台 1 台 一式
		農 業 補 助 者	主として農業に従事する者	人（ 人）					
女	1 人	従として農業に従事する者		人（ 人）					

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 8

審議結果

原案可決

議案第 3 号ー7 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画（案）

[illegible]

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別		年齢		農作業従事日数		
■■ ■				■		■■		220 日		
設定等を受ける土地の面積(㎡)				設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)				設定等を受ける者の主たる経営作目		
農地		17,397		農地		31,602		青ネギ、ほうれん草 ブロッコリー他		
その他		－		採草牧草地		－				
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況						主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）		種類	数量	種類	数量	
男	2 人	農業専従者		2 人（2 人）		－	－	－	育苗ハウス（予定） 軽トラック トラクター（リース） 他農機具	3 棟 2 台 1 台 一式
		農業補助者	主として農業に従事する者	人（人）						
女	1 人	農業補助者	従として農業に従事する者	人（人）						

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 9

審議結果	原案可決
------	------

議案第 3 号ー8 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-19	利用権の設定を受ける者		住所	■■■■市字■■■■■■番地の■■		
				氏名又は名称	■■ ■■		
		利用権を設定する者		住所	■■市■■■■■■番地■■		
				氏名又は名称	■ ■■		
利用権を設定する土地						設定する利用権	
所在		地番	現況地目	面積(㎡)	利用権の種類	内容	
苫小牧市字美沢		5 番 24	畑	19, 103	賃貸借権	畑	
設定する利用権						利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)		借賃の支払方法			
令和 7 年 3 月 1 日	令和 17 年 2 月末日	■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)		毎年 11 月末迄 に■■ ■■氏の 口座に振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等						賃貸借	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等						備考	
住所			氏名又は名称		権原の種類		—
—			—		—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別		年齢		農作業従事日数	
■■ ■■				■		■■		350 日	
設定等を受ける土地の面積(㎡)				設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)				設定等を受ける者の主たる経営作目	
農地		19, 103		農地		330, 819		飼料作物	
その他		－		採草牧草地		－			
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量	
男	1 人	農業専従者		3 人（2 人）	－	乳牛	75 頭	トラクター	5 台
		農業補助者	主として農業に従事する者	人（人）				ショベル	2 台
女	2 人		従として農業に従事する者	人（人）				ダンプ	2 台
								トラック	1 台
								レーキ	1 台
								プラウ	1 台
								その他農機具	一式

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 10

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 第 2 0 回農業委員会総会の開催について
令和 7 年 3 月 2 8 日（金）の午後 1 時 3 0 分から開催予定

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称： 有限会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地： ■■■郡■■■町■■■■■■■■番地

記載年月日			令和5年1月30日	令和6年1月19日	令和7年1月31日		
経営面積 (ha)	田						
	畑		63(苜12)	63(苜12)	63(苜12)		
	採草放牧地						
法 人 形 態			有限会社	有限会社	有限会社		
要 件 の 適 否			適・否	適・否	適・否		
事業 の 種類	農 畜 産 物 名		豚	豚	豚		
	関 連 事 業 等 名						
	そ の 他 事 業 名						
売上高 (円)	農 業	前々回報告					
		前回報告					
		報告					
		合計					
	そ の 他 事 業	前々回報告					
		前回報告					
		報告					
		合計					
	要 件 の 適 否		適・否	適・否	適・否		
構 成 員 数	総 数		3人(300)	3人(300)	3人(300)		
	農地提供者 ①		1人(2)	1人(2)	1人(2)		
	農業常時従事者 ②		2人(298)	2人(298)	2人(298)		
	農作業委託者 ③						
	農地中間管理機構 ④						
	市町村・農業協同組合等 ⑤						
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥						
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統の 有する議決権)		()	()	()		
	①～⑥以外の者 ⑦						
要 件 の 適 否			適・否	適・否	適・否		
農業・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理 事 等 の 総 数		3人	3人	3人		
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧		3人	3人	3人		
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨		3人	3人	3人		
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無		
	要 件 の 適 否		適・否	適・否	適・否		
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)							
備 考							

別紙2
農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：株式会社 ■■■■■
主たる事務所の所在地：■■■■市字■■■■■■■■■■

記載年月日		令和6年3月18日	令和7年1月31日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	1.25	1.25		
	採草放牧地				
法 人 形 態		株式会社	株式会社		
要 件 の 適 否		適・否	適・否	適・否	
事業 の 種類	農 畜 産 物 名	玉ネギ	玉ネギ		
	関 連 事 業 等 名	玉ネギの販売	玉ネギの販売		
	そ の 他 事 業 名				
売上高（円）	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	その他事業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	要 件 の 適 否		適・否	適・否	適・否
	構 成 員 数	総 数		2人（200）	2人（200）
農地提供者 ①		人（ ）	人（ ）	人（ ）	
農業常時従事者 ②		1人（102）	1人（102）	人（ ）	
農作業委託者 ③					
農地中間管理機構 ④					
市町村・農業協同組合等 ⑤					
承認会社 （投資円滑化法第10条） ⑥					
議決権の状況 （うち市町村・農業協同組合系統の 有する議決権）		（ ）	（ ）	（ ）	
①～⑥以外の者 ⑦		1人（98）	1人（98）		
要 件 の 適 否		適・否	適・否	適・否	
農業・農作業 従事 の 状 況	理 事 等 の 総 数		1人	1人	人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	1人	1人	人	
		うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	1人	1人	人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要 件 の 適 否		適・否	適・否	適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）					
備 考					

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号-1
(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人： ■■ ■■		譲渡（貸）人：■■ ■■ 外 3 名	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。	しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号-2

(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：■■ ■■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農業常時従業者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 借入の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 借人は、営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号-3
(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：■■ ■■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農業常時従業者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 借入の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 借人は、営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号-4
(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：■■ ■■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農業常時従業者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 借入の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 借人は、営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号—5

(利用権の設定：所有権移転)

譲受人：■■ ■		譲渡人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 譲受人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号—6

(利用権の設定：所有権移転)

譲受人：■■ ■		譲渡人：■■ ■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 譲受人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 24 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号—7

(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：■■ ■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、■■県■■市の(株)■■農園で令和 4 年より勤務し、農作業全般の業務を担当しています。 また、土壤医、大型特殊免許等の資格を有していることから、営農経験及び営農計画より、保有している機械の能力、農作業の従事状況等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 19 回農業委員会総会 議案第 3 号－8
(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：■■ ■■		譲渡（貸）人：■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。	しない	